

# 鹿児島グレートナメント実施要綱

## (大会目的)

第1条 本大会は、兼ねてより鍛えた釣技を競うと共に、個人及びクラブ同士の仲間意識をたかめ、鹿児島の磯釣の発展と向上を図る。

## (大会概要)

第2条 次項のとおり予選会及び決勝トーナメントを行なう。

1. 予選会は、24名の予選会を年2回実施し、予選会の上位4名×2回の8名と、2回実施した予選会の中で、最も優秀だった選手1名と、昨年度決勝トーナメント上位3名の計12名が決勝トーナメントへ出場する。ただし、天候不良により予選会を2回行なえない場合は、役員会にて出場選手の調整を行なう。
2. 決勝トーナメント出場権のある者が出場困難な場合は、その出場困難な選手が権利を得た予選会の上位者より順次決定する。
3. 決勝トーナメント上位3名には、本大会より賞及び来年度の決勝トーナメント出場権を与える。

## (参加団体等)

第3条 本大会の趣旨に賛同し参加しようとする団体及び個人は、本会の役員会にて3分の2以上の賛同を得なければならない。

## (役員等)

第4条 本大会は、次項の通り役員を決定し、大会の運営を行なう。

1. 会長 1名  
各参加クラブの会長から選出し、役員3分の2以上の賛同にて決定する。なお、会長は本会の代表とし会を統括する。
2. 副会長 2名  
各参加クラブの会長（本会の会長を除く）から選出し、役員3分の2以上の賛同にて決定する。なお、副会長は会長を補佐し、会を統括する。
3. 実行委員長 2名  
各参加クラブの会長（本会の会長を除く）から選出し、役員3分の2以上の賛同にて決定する。なお、実行委員長は会長及び副会長を補佐し、会の運営を統括する。
4. 事務局 1名  
各参加クラブの会長（本会の会長及び実行委員長を除く）から選出し、役員3分の2以上の賛同にて決定する。なお、事務局は本会の運営を補佐する。
5. 役員  
役員は参加クラブから1名及び2名選出する。
6. 競技委員長  
各予選会及び決勝トーナメントごとに競技委員長を定める。ただし競技委員長は本会の役員が務める。

## (役員の任期)

第5条 役員の任期は1年とする。ただし、毎年開催される第1回目の役員会により役員3分の2以上の同意を得られた場合はその限りでない。

## (競技方法等)

第6条 競技は2時間（3人対戦のときは3時間）のトーナメント方式とし、途中釣座交代を行い、次項の通り優劣を決定する。

1. 25cm以上のグシの総重量の大きい方。
2. 同重量の場合は1尾の長寸の大きい方。
3. 規定サイズのグシが釣れなかった場合は規定サイズ以下のグシを早く掛けた方。（対戦者に申告をした時点）
4. 対象魚が釣れなかった場合は、他魚の1尾の重量の大きい方。

5. 他魚も釣れなかった場合は、1回戦及び2回戦の占有率の合計の大きい方。
6. 占有率とは、その試合で釣った魚の合計重量（対戦相手との合計）のうち、自分が釣った魚の重量が占める割合のことをいう。
7. 他魚・早掛け及びジャンケンでの勝者の占有率は50%とする。ただし優先順位は早掛・他魚・ジャンケンとする。
8. 占有率にて同率の場合は前試合の総重量にて優劣を決定する。それでも優劣が決定しない場合はジャンケンにて勝った方。ただし、決勝トーナメントの決勝戦については、再試合にて優劣を決定する。

（競技規定）

第7条 競技の規定は次項の通りとする。

1. 競技竿の使用は1本とする（予備竿の持ち込みは認めます）。
2. ハリは1本バリとする。
3. 磯フカセ釣りとする。
4. 生き餌さの使用は禁止とする。
5. 境界線を決めてから釣座を決定する。
6. 境界線は選手間にて決定し、仕掛けが境界線を越えてはならない。
7. 釣座はジャンケンにて勝った方が海に向かって右側とする。
8. 試合開始前にマキエ・仕掛けの投入は禁止とする。
9. 試合終了時に魚を掛けた場合は、速やかに取り込まなければならない。
10. 途中の磯替わりは原則無しとする。
11. その他競技中に疑義が生じた場合は、その大会の競技委員長が判断する。

（申込み及び参加費等）

第8条 各予選の申込み及び参加費等は次項のとおりとする。

1. 各予選の参加人員は24名、参加費は2,000円とする。
2. 申込期日は大会開催日10日前までとし、参加者名簿（氏名・住所・生年月日明記）にて事務局に申し込むこととする。
3. 渡船代は各自負担とする。
4. 18歳未満及び高校生の方の参加は保護者及びクラブの長の承諾を得ることとする。

（禁止事項等）

第9条 次項に該当する者の出場は認めない。

1. フローティングベスト及び磯靴の着用の無い者。
2. 参加費を納めてない者。
3. 決勝トーナメントへ代理で出場しようとする者。
4. その他会長及び実行委員長の判断により不適切と判断した者。

（その他）

第10条 本大会を実施するにあたりその他必要事項については、会長及び実行委員長の協議を経て、別に定める。

付則

1. この要綱は、平成21年1月1日より施行する
2. 平成21年10月1日改正
3. 平成22年2月4日改正
4. 平成22年12月1日改正
5. 平成26年12月1日改正